

【案】

埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金にかかる事務を適切に執行するために、「埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）の実施について定める。

(定義)

第2条 この要領において「介護事業所」とは、介護サービス事業を行う介護事業所・介護施設等をいう。
2 この要領において「介護従事者」とは、介護サービス事業に従事し要援護者に対する介護を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 以下の埼玉県内に所在する介護事業所を運営する法人及び個人とする。
(1) 介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護事業所
(2) 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

(補助対象経費)

第4条 要綱第3条第2項(1)に定める介護テクノロジー等の導入支援の経費は、以下のとおりとする。
(1) 「福祉用具情報システム」((公財) テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。) に掲載された介護テクノロジー
「TAIS」において「介護テクノロジー」として選定された機器等を導入する際の経費を対象とする。
(掲載先：<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>)
(2) 介護ソフトの定着促進支援
介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用や Wi-Fi 環境整備に必要な次の経費等を対象とする。
ア 介護ソフトと一体的に使用するための情報端末 (PC、タブレット端末 (リース費用含む))
イ 介護ソフトを利用するための Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費 (配線工事 (Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む) 、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等)
ウ 介護ソフトの導入前後に行うベンダーによるサポート費用 等
2 要綱第3条第2項(2)に定める介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の経費は以下のとおりとする。
本条第1項(1)の介護テクノロジーの機器等のうち、「介護業務支援」に分類さ

れているテクノロジーの導入と併せてそのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できる本条第1項(1)の介護テクノロジーの機器等を導入する場合の支援を行う。

(1) 「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器

(2) 「介護業務支援」に該当する複数の機器

3 本条第1項(1)で想定する介護ソフトについては、以下のとおりとする。

(1) 介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務(事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること(転記等の業務が発生しないものであること)とする。

なお、既に導入している介護ソフト等と組み合わせて一气通貫が実現できていれば補助対象とする。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にする。

(2) 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記アを要件とする。また、施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記イを要件とする。

ア 公益財団法人国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。

イ 厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、科学的介護情報システム(LIFE)について(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)に掲載されている「CSV連携仕様(LIFE)」に準じたCSVファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。

4 本条第1項(1)(介護ソフトを除く)の介護テクノロジーの導入及び本条第2項に付帯して必要となる経費は、主となる機器等と併せて導入する場合に限り、補助対象とする。対象となる経費は次のとおりとする。なお、通信費は本経費に含まない。

(1) 介護ソフト以外の介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等)

(2) 介護ソフト以外の介護テクノロジーの利用にともなって導入する PC、タブレット端末等

(補助要件等)

第5条 本事業の補助を受ける介護事業所は、次に掲げる(1)～(9)を満たすことを補助要件とする。

(1) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

介護事業所の業務効率化に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行うため、以下のア又はイによる支援を受けることとする。

ア コンサルティング会社等による業務改善支援

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価(課題抽出)、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価(導入後の定着支援も対象とする。)等の支援を受けること。

なお、メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象としないこととする。

イ 介護生産性向上総合相談センター等による業務改善支援

県が設置する介護生産性向上総合相談センター(以下「介護のみらいサポートセンター」という。)厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援(中央管理事業)、または厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」、「生産性向上フォローアップセミナー」および「デジタル中核人材養成研修」を受講すること。

(2) 地域医療介護総合確保基金で実施する「介護テクノロジー導入支援事業」や経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されていないこと。

(3) 以下サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(名称は問わない。)を設置すること。

- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

(4) 以下サービスについては、令和8年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護

- ・訪問看護
- ・通所介護
- ・福祉用具貸与
- ・短期入所生活介護
- ・居宅療養管理指導
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・地域密着型通所介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
- ・認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- ・居宅介護支援
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ・介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
- ・介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- ・介護予防支援
- ・訪問型サービス（みなし）
- ・訪問型サービス（独自／定率）
- ・通所型サービス（みなし）
- ・通所型サービス（独自／定率）
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・短期入所療養介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・特定施設入居者生活介護（短期利用）
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・訪問型サービス（独自）
- ・訪問型サービス（独自／定額）
- ・通所型サービス（独自）
- ・通所型サービス（独自／定額）

(5) 本事業による導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。

(6) 「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE（ライフ）。以下「LIFE」という。）による情報収集に協力すること。

(7) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、または事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。

なお、SECURITY ACTION対象外の事業所については、同等の対策（一つ星又は二つ

星)を講じていることを宣言すること。

(8)厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、下記ア、イのとおりに業務改善計画の作成及び効果の報告・公表を行うこと。

- ・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン
- ・介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き
- ・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集
- ・介護ロボットのパッケージ導入モデル
- ・介護現場で活用されるテクノロジー便覧

ア 業務改善計画の作成

補助を受ける介護事業所等は、業務改善計画を作成し、県に提出する。

なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則として、県が設置する介護のみらいサポートセンターに相談するものとする。

イ 業務改善に係る効果の報告

補助を受けた介護事業所等は、補助を受けた翌年度から3年間、当該事業所等において第5条第1項(8)アで定めた業務改善計画に対する効果を県に対し報告することとする。

(9)厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること(厚生労働省等から本事業の補助を受けた介護事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)

(補助額等)

第6条 第4条第1項及び第2項の経費に対する補助額は、次により算出された額とする。

(1)1機器につき、当該所要経費の5分の4又は以下の表1の1欄に定める対象経費の種類に応じた2欄の1台あたりの基準額のいずれか低い額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切捨てるものとする。また、1事業所あたりの補助上限額は、3欄の1事業所あたりの補助上限額に記載の金額とする。

【表1】介護テクノロジーの導入支援

	1 対象経費の種類	2 1台あたりの基準額	3 1事業所あたりの補助上限額
①	第4条第1項(1)で示すテクノロジーのうち「移乗支援(装着型・非装着型)」「入浴支援」に掲載されている機器、「介護業務支援」に掲載されているインカム	100万円	500万円
②	第4条第1項(1)で示すテクノロジーのうち①と③以外のもの	30万円	
③	第4条第1項(1)で示すテクノロジーのうちTAISで「介護業務支援」に該当する介護ソフト	表2による	—
④	第4条第1項(2)で示す費用	—	導入する介護ソフトの経費と合わせて表2の3による。 ※パッケージ型導入支援に合わせて対象とする場合、パッケージ型導入支援の上限に15万円上乗せ
⑤	第4条第2項の経費(パッケージ型導入支援)	—	750万円

【表2】介護ソフトの基準額

職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する場合で、介護ソフトのみを導入する場合は、第1欄に定める区分ごとに第2欄に示す基準額、介護ソフトの導入と合わせて第4条第1項(2)の支援を活用する場合は第1欄に定める区分ごとに第3欄に示す基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律250万円、介護ソフトの導入と合わせて第4条第1項(2)の支援を活用する場合は265万円を基準額とする。

なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所(介護予防も含む。)であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。

1 職員数（申請時点）	2 基準額	3 基準額
1名以上10名以下	100万円	115万円
11名以上20名以下	150万円	165万円
21名以上30名以下	200万円	215万円
31名以上	250万円	265万円

※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない。）としても差し支えない。

(2) 第4条第1項(1)で示す機器（介護ソフトを除く。）の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器の経費と付帯して必要となる経費を合計して表1に定める1台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額を基準額とする。同条第2項のパッケージ型導入支援においては本条第1項表1の補助上限額の範囲内で付帯費用を対象とする。

(3) 複数の分割可能な部分で構成される介護テクノロジーについては、当該介護テクノロジーとしての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。

（事業実施にあたっての留意事項）

第7条 本事業の実施にあたっては、以下に掲げる事項に留意すること。

- (1) 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象とはならない。
- (2) 介護事業所等の業務効率化やサービスの質の向上の観点から、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。
- (3) 交付決定前に導入したものに係る費用は、補助の対象外とする。ただし、ケアプランデータ連携システム活用促進モデル事業にて選定された事業所のうち、ケアプランデータ連携システムに係る費用を除く。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。